食安輸発0315第1号 平成24年3月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

放射線照射に係る輸入時検査の強化について

放射線照射による食品の殺菌については、平成17年6月10日付け食安輸発第061000 2号により、照射の有無について確認を行うとともに、平成23年3月30日付け食安輸 発0330第15号(最終改正:平成24年3月12日付け食安輸発0312第1号)により、モニ タリング検査を実施しているところです。

今般、モニタリング検査において、下記の製造者が製造するチリ産乾燥ペパーミントに放射線照射が行われていることを検知したことから、当該製造者が製造した食品(平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成22年3月30日付け食安発0330第3号)通知に示したもの)が輸入届出された場合は、貨物保留の上、輸入者に対し、放射線照射の有無に係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

輸出国:チリ

製造者: CAMBIASO HERMANOS.S.A.C.